

令和5年11月8日

区内障害福祉サービス事業所代表者様

練馬区福祉部障害者施策推進課長 今井 薫  
(公印省略)

## 施設等運営支援臨時給付金について(通知)

平素より練馬区の障害者福祉施策にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

区では、急激な物価上昇による影響を緩和することにより、障害者等が必要なサービスを継続的に受けられるようにするため、区内に所在する障害福祉サービス事業所を運営する事業者に対し、令和5年度上半期に引き続いて、下記のとおり施設等運営支援臨時給付金を支給します。

## 記

## 1 支給対象

練馬区内に所在し、東京都知事もしくは練馬区長の指定または登録を受けており、令和5年10月1日以降、障害福祉サービス事業所を運営する事業者を対象とします。

※令和5年11月1日から令和6年3月1日までに指定等を受けた事業者も対象となります。

※なお、介護サービスを同一所在地で実施している場合、1つの事業所のみ申請となりますので、障害福祉サービスで請求してください。

※詳細は、「別紙 施設等運営支援臨時給付金のご案内(申請要領)」のとおり

## 2 支給金額

申請単位等の詳細は、「別紙 施設等運営支援臨時給付金のご案内(申請要領)」でご確認ください。

	障害福祉サービス
入所 サービス	給付額：定員1人あたり給付基準額9,000円×定員数
	施設入所支援、共同生活援助 等
通所 サービス	給付額：定員1人あたり給付基準額3,000円×定員数
	生活介護、就労継続支援、放課後等デイサービス 等
訪問・相談 サービス	給付額：1事業所あたり15,000円
	居宅介護、同行援護、計画相談支援 等

## 3 申請受付期限

令和6年2月29日(木)まで

※申請受付後、審査を完了したものから順次支給します。

#### 4 同封資料

- ① 施設等運営支援臨時給付金について（本通知）
- ② 施設等運営支援臨時給付金のご案内（申請要領）
- ③ 施設等運営支援臨時給付金支給申請書兼請求書（第1号様式）
- ④ 施設等運営支援臨時給付金支給申請書兼請求書（記入例）
- ⑤ 委任状（第2号様式）
- ⑥ 返信用封筒

#### 5 その他

- (1) 本事業についてご不明点がございましたら、「施設等運営支援臨時給付金Q&A」をご参照ください。
- (2) 本事業について練馬区ホームページにも掲載していますので、ご参照ください。

#### 【掲載場所】

練馬区ホームページ（トップページ） ⇒ 保健・福祉  
⇒ 障害のある方 ⇒お知らせ一覧（障害のある方）

#### 6 担当・問合せ先

- (1) 自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援  
障害者施策推進課 就労支援係 TEL：03-5984-1387
- (2) 短期入所、施設入所支援、共同生活援助、生活介護、自立生活援助  
障害者施策推進課 地域生活支援係 TEL：03-5984-1043
- (3) 障害者(児)訪問・相談サービス事業所（他係担当サービスを除く）、地域活動支援センター、日中一時支援事業、児童発達支援、放課後等デイサービス  
障害者サービス調整担当課 事業者支援係 TEL：03-5984-2825